に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{16} ＝ 0.030
G_{17} ＝ 0.027
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.02634
G_{21} ＝ 0.02799
G_{22} ＝ 0.02803
G_{23} ＝ 0.02816
G_{24} ＝ 0.02865
G_{25} ＝ 0.02937
G_{26} ＝ 0.028
G_{27} ＝ 0.027
G_{28} ＝ 0.0271
G_{29} ＝ 0.0271
G_{30} ＝ 0.02729
$G_{令元}$ ＝ 0.02136
$G_{令2}$ ＝ 0.02151
$G_{令3}$ ＝ 0.00144
$G_{令4}$ ＝ 0.00345
$G_{令5}$ ＝ 0.00475

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{21} ＝ 0.03751
I_{22} ＝ 0.03755
I_{23} ＝ 0.03773
I_{24} ＝ 0.03838

に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 21 年度における建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）に規定する構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.3 未満の施設を対象とした事業分及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{15} ＝ 0.030
G_{16} ＝ 0.030
G_{17} ＝ 0.027
G_{18} ＝ 0.027
G_{19} ＝ 0.026
G_{20} ＝ 0.02640
G_{21} ＝ 0.02802
G_{22} ＝ 0.02807
G_{23} ＝ 0.02821
G_{24} ＝ 0.02878
G_{25} ＝ 0.029
G_{26} ＝ 0.029
G_{27} ＝ 0.028
G_{28} ＝ 0.0271
G_{29} ＝ 0.0272
G_{30} ＝ 0.02165
$G_{令元}$ ＝ 0.02139
$G_{令2}$ ＝ 0.00107
$G_{令3}$ ＝ 0.00144
$G_{令4}$ ＝ 0.00345

H_n　防災対策事業（公共施設等耐震化事業のうち Is 値が 0.3 未満の施設を対象とした事業分）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

I_{21} ＝ 0.03754
I_{22} ＝ 0.03761
I_{23} ＝ 0.03779
I_{24} ＝ 0.03856